

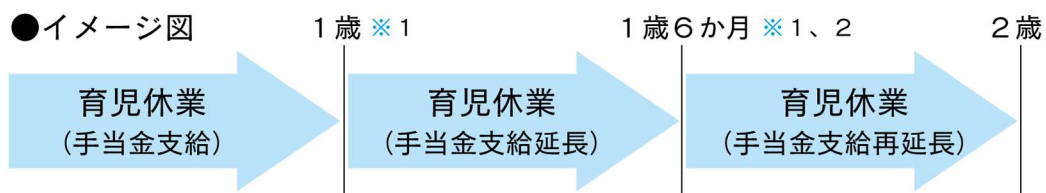
育児休業手当金の支給期間が延長されます

組合員の皆様が、3歳に満たない子を養育するために育児休業をするときは、その子が1歳に達する日まで育児休業手当金が支給されます。

さらに、育児休業手当金の支給期間中、保育所等への入所を希望しているが入所できない等の要件に該当する場合は、最長で1歳6か月に達する日まで支給期間が延長されます。

この支給期間の延長について、平成29年10月1日より、1歳6か月に達した日後の期間についても、1歳時と同様に、要件に該当している場合には、最長で2歳になるまで再延長できるようになりました。

なお、育児休業手当金の支給期間の再延長の手続きを行う場合には、「育児休業手当金請求書」に保育所等の入所不承諾通知書等の提出が必要となります。



- ※1 育児休業手当金の支給を延長するには、子が1歳及び1歳6か月のそれぞれの時点で、保育所等への申込みを行っているが入所不承諾となっている等の延長要件に該当することが必要です。
- ※2 子が2歳になるまで育児休業を取得している場合に、育児休業手当金の支給を2歳まで延長するには、1歳から1歳6か月の全期間において延長要件を満たしていることが必要となります。

●支給期間の延長要件

次に該当する場合に育児休業手当金の支給が延長されます。

- (1) 育児休業に係る子について、保育所等による保育の利用を希望し申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 実態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - イ 死亡したとき
 - ロ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき
 - ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき
 - ニ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるかまたは産後8週間を経過しないとき